

令和5年6月定例会

厚生委員会資料  
(市民生活部)



秋田市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>第18条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>第19条の2第1項</u>において同じ。)である場合における第4条および前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第18条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額および」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号および第3号において同じ。)および」とする。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合に</p>	<p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>第18条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>第19条の2</u>において同じ。)である場合における第4条および前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第18条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額および」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号および第3号において同じ。)および」とする。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) <u>その他の特例対象被保険者等であること</u>の事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを</p>

は、これらを提示しなければならない。

第20条～第24条 (略)

附 則

1 および2 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第18条の規定の適用については、同条第1項中「第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額」とあるのは「第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)および山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

提示しなければならない。

第20条～第24条 (略)

附 則

1 および2 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第18条第1項の規定の適用については、同項中「第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額」とあるのは「第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)および山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

6 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条

中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に

第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4

規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準

項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項にお

用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条および第18条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条および第18条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条

いて準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条および第18条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条および第18条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第18条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条



約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山

約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第6条の5および第18条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「お

林所得金額の合計額（」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

15 (略)

(新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免)

16 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により保険税を徴収されている場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたとしたならば同月1日前に納期限が定められるべきであったものを除く。）および令和4年度以前の年度分の保険税であつて令和5年4月1日から規則で定める日までの間に納期限が定められているもの（同月1日前に被保険者の資格を取得したこと等により同日以降に納期限が定められているものに限る。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者を第21条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たす者として、同項の規定を適用する。

(1)および(2) (略)

17 (略)

および山林所得金額の合計額（」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第18条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

15 (略)

(新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免)

16 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法により保険税を徴収されている場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたとしたならば同月1日前に納期限が定められるべきであったものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者を第21条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たす者として、同項の規定を適用する。

(1)および(2) (略)

17 (略)

## 上北手地区コミュニティセンター改築工事の進捗状況について

### 1 工事の進捗

5月末時点での工事進捗率は、建築工事が90.8%、機械設備工事が80.0%、電気設備工事が83.7%、工事全体では89.9%となっている。

### 2 変更契約について

建築工事における外構部分の排水路変更などにより、約130万円の増額となる変更契約を締結する予定である。

### 3 今後の予定

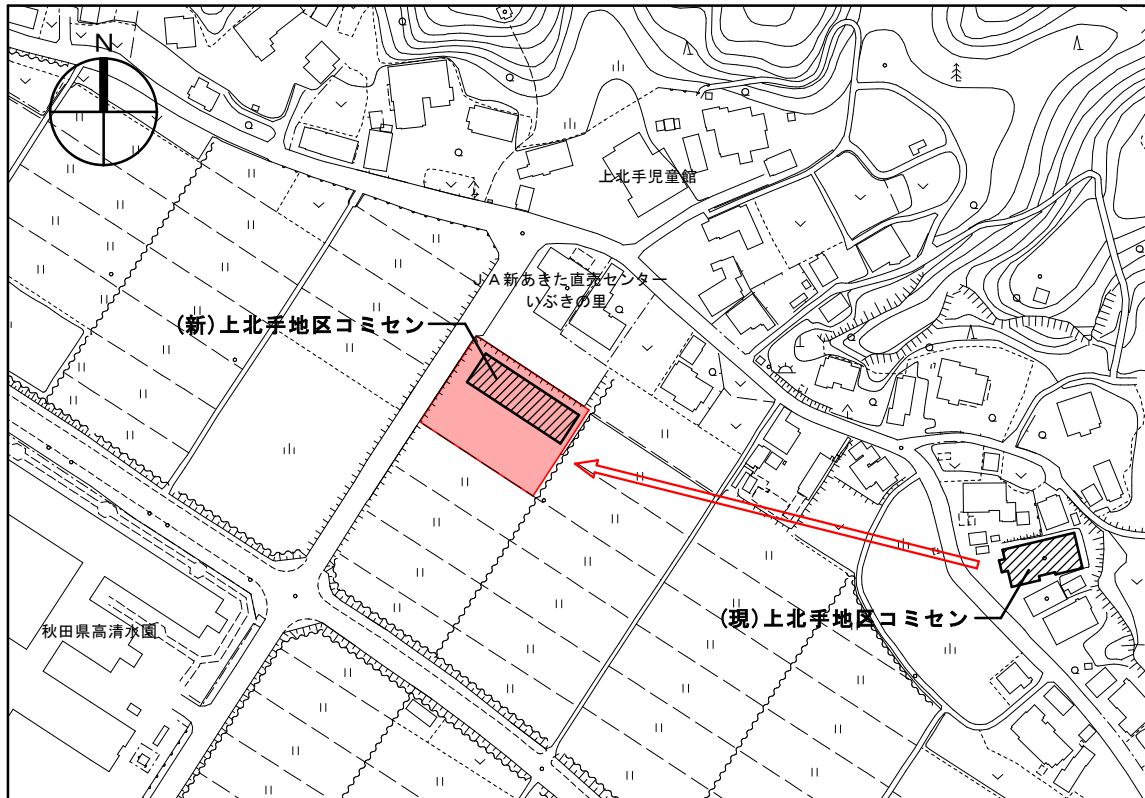
令和5年	7月上旬	変更契約締結
	8月上旬	引渡し
	9月1日	現コミュニティセンター休館（39日間）
	9月定例会	秋田市コミュニティセンター条例改正案提出 変更契約専決処分報告
	10月10日	新コミュニティセンター開館

### 上北手地区コミュニティセンター改築事業の概要

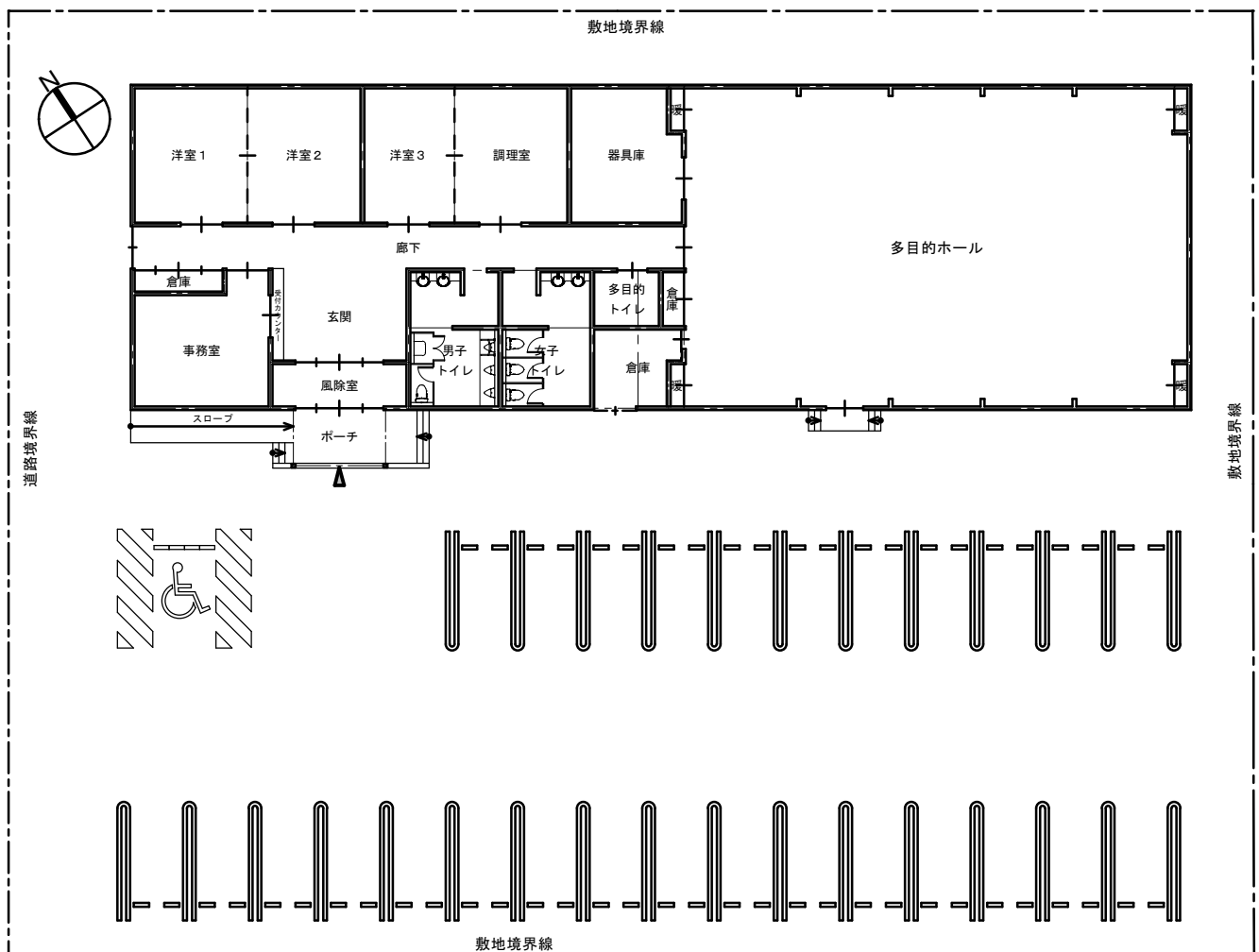
令和元年度に用地測量、2年度に土地購入、3年度に土地造成を行っている。

所在地	秋田市上北手猿田字苗代沢36番1、37番1
敷地面積	1,845.87㎡
構造・階数	木造平屋建て
延べ面積	533.29㎡
工期	令和4年10月12日から令和5年7月31日まで
契約額	建築工事 257,180,000円
	機械設備工事 43,560,000円
	電気設備工事 29,475,600円

# 付近見取図



# 配置図



## 令和4年度（昨冬）の除排雪について

### 1 令和4年度の除排雪の実施状況等

#### (1) 稼働状況等

- ア 令和3年度より23日早い12月2日に、雄和および河辺地区において除雪の初稼働となった。
- イ 2月1日には、1時間に18cmの降雪があり、一時積雪深が33cmとなったことから、市内全域において幹線道路から生活幹線道路までの除排雪を、また、2月7日からは生活道路の除排雪を実施した。
- ウ 全体稼働日数は49日で、道路除排雪経費は当初予算12億円に対し、1回の補正により22億円となった（決算額 約15億9,800万円）。
- エ コールセンターへの除排雪に関する入電数は3,232件であった（令和3年度は8,431件）。

#### (2) 除排雪支援の利用実績

年度	間口登録	燃料支給		小規模堆雪場			軽トラック	ダンプトラック 運転手付き	小型除雪機 (半日単位)	小型除雪機 (シーズン単位)
	(件)	団体	実績(%)	箇所	町内	面積(m <sup>2</sup> )	貸出し(件)	貸出し(件)	貸出し(件)	貸出し(件)
H30	2,161	60	4,833	20	18	5,788	0	0	7	17
R1	1,945	52	3,554	17	16	5,279	0	0	5	17
R2	2,138	64	7,282	20	19	6,036	2	1	35	16
R3	2,248	68	8,364	24	23	7,466	19	19	24	18
R4	2,247	71	6,315	22	21	6,972	1	0	9	20

### 2 令和4年度（昨冬）の除排雪に関する町内会長アンケート結果

別紙「資料」参照

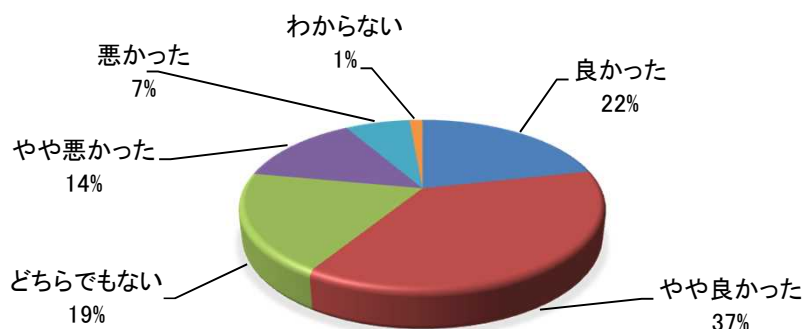
# 令和4年度(昨冬)の除排雪に関する町内会長アンケート結果

令和5年4月実施 発送 1,012 通 回収数 577 通 回収率 57.0%

## 1 昨冬の道路除排雪全般についてお聞かせください。

問1 主要道路の除排雪状況はどうでしたか。

- 1 良かった
- 2 やや良かった
- 3 どちらでもない
- 4 やや悪かった
- 5 悪かった
- 6 わからない



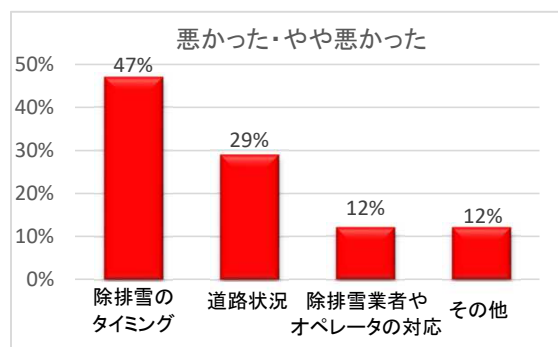
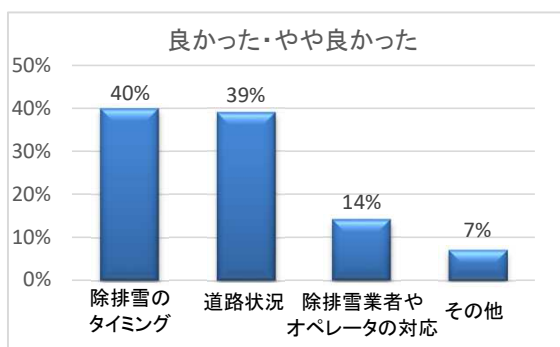
【参考データ】

年度	良かった	やや良かった	どちらでもない	やや悪かった	悪かった	わからない
平成26年度	35%	23%	34%	3%	2%	3%
平成28年度	24%	24%	32%	13%	6%	1%
平成29年度	23%	21%	38%	12%	5%	1%
令和2年度	16%	19%	35%	17%	11%	2%
令和3年度	11%	20%	33%	18%	17%	1%
令和4年度	22%	37%	19%	14%	7%	1%

※平成27年度、平成30年度、令和元年度はアンケート調査は実施していません。

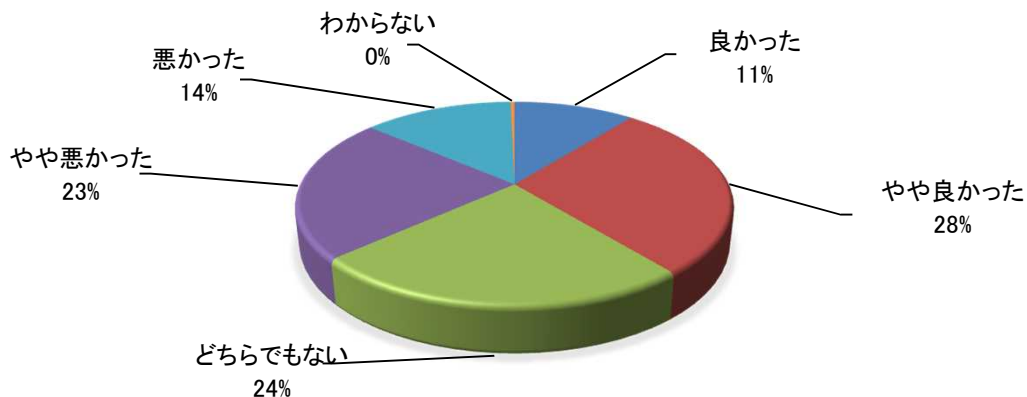
問2 問1の理由をお聞かせください。(複数回答可)

- 1 除排雪のタイミング (稼働基準)
- 2 道路状況 (作業基準)
- 3 除排雪業者やオペレータの対応 (態度、技術力)
- 4 その他



問3 生活道路(幹線道路以外)の除排雪状況はどうでしたか。  
次の中から一つだけ選んでください。

- 1 良かった                      2 やや良かった                      3 どちらでもない  
4 やや悪かった                      5 悪かった                      6 わからない

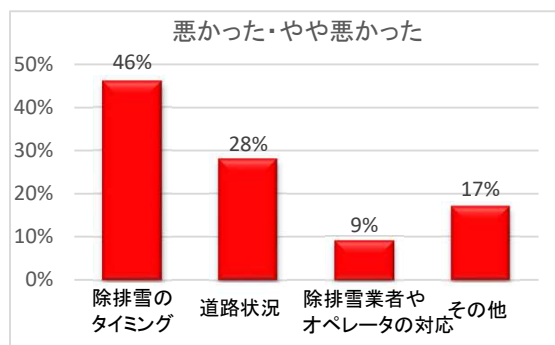
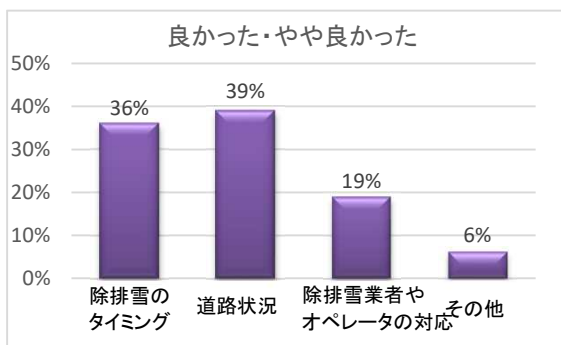


【参考データ】						
年度	良かった	やや良かった	どちらでもない	やや悪かった	悪かった	わからない
平成26年度	22%	24%	41%	7%	3%	3%
平成28年度	13%	21%	34%	20%	12%	0%
平成29年度	12%	21%	37%	19%	10%	1%
令和2年度	10%	17%	29%	25%	18%	1%
令和3年度	5%	12%	20%	27%	36%	0%
令和4年度	11%	28%	24%	23%	14%	0%

※平成27年度、平成30年度、令和元年度はアンケート調査は実施していません。

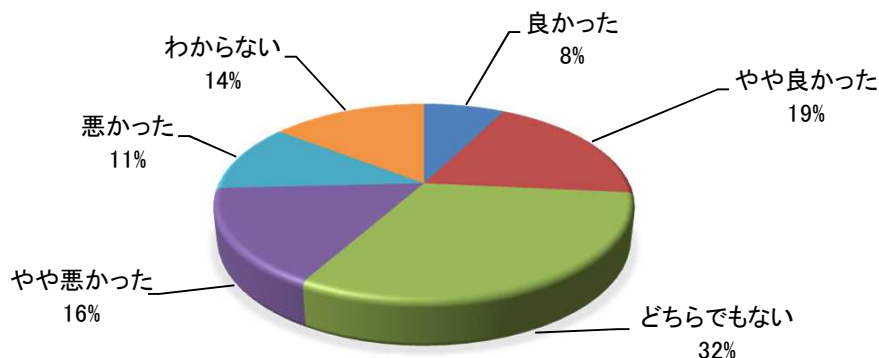
問4 問3の理由をお聞かせください。(複数回答可)

- 1 除排雪のタイミング (稼働基準)                      2 道路状況 (作業基準)  
3 除排雪業者やオペレータの対応 (態度、技術力)  
4 その他



問5 歩道の除排雪状況はどうでしたか。  
次の中から一つだけ選んでください。

- 1 良かった                      2 やや良かった                      3 どちらでもない  
4 やや悪かった                      5 悪かった                      6 わからない

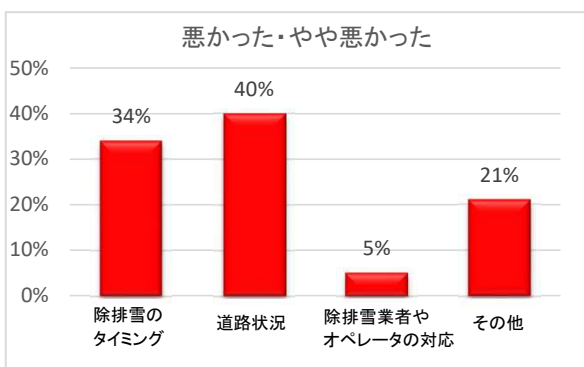
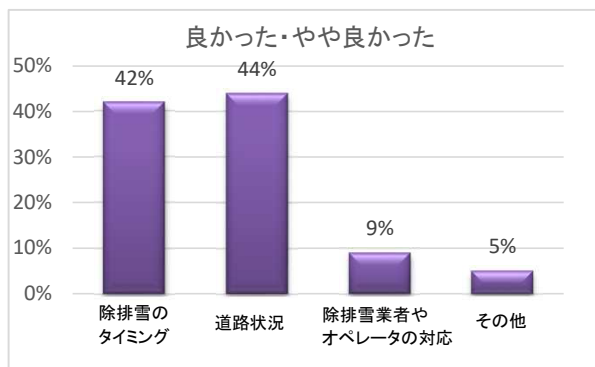


【参考データ】						
年度	良かった	やや良かった	どちらでもない	やや悪かった	悪かった	わからない
平成26年度	12%	15%	41%	12%	8%	12%
平成28年度	7%	12%	38%	17%	14%	12%
平成29年度	7%	13%	39%	18%	13%	10%
令和2年度	6%	12%	31%	18%	21%	12%
令和3年度	3%	9%	25%	23%	32%	8%
令和4年度	8%	19%	32%	16%	11%	14%

※平成27年度、平成30年度、令和元年度はアンケート調査は実施しておりません。

問6 問5の理由をお聞かせください。(複数回答可)

- 1 除排雪のタイミング (稼働基準)                      2 道路状況 (作業基準)  
3 除排雪業者やオペレータの対応 (態度、技術力)  
4 その他

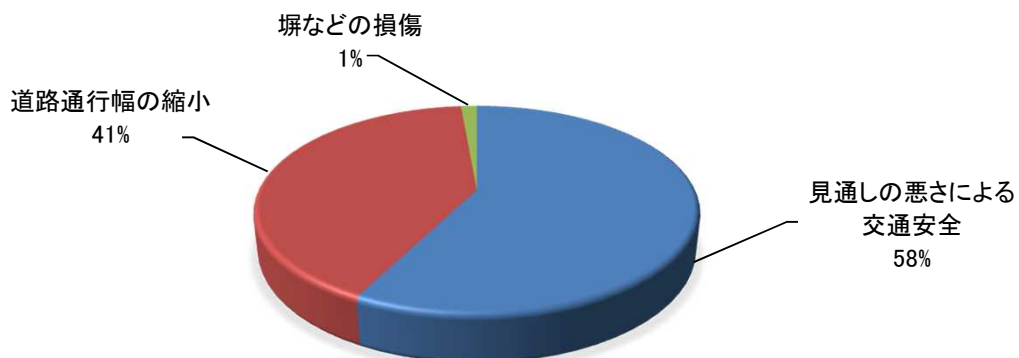




### 問7 交差点等の雪山について

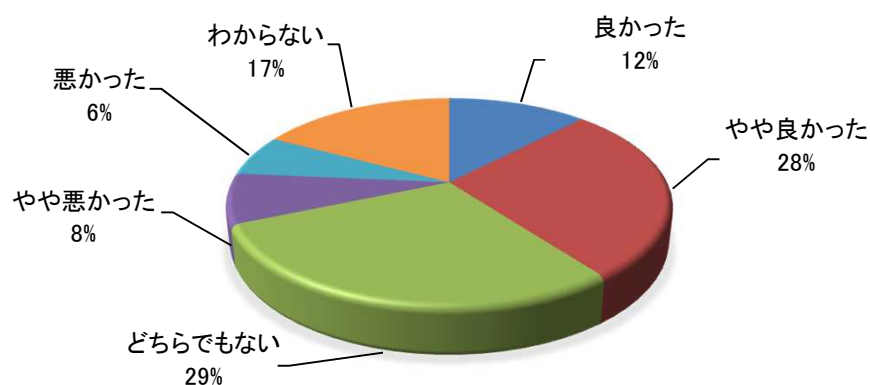
除雪作業により発生した、交差点等の雪山については、高さ1.2mを基準としており、順次、天候等の状況も勘察しながら、排雪を進めております。  
このことについて、最も大きい問題点はどの部分と考えますか。

- 1 見通しの悪さによる交通安全      2 道路通行幅の縮小      3 塀などの損傷



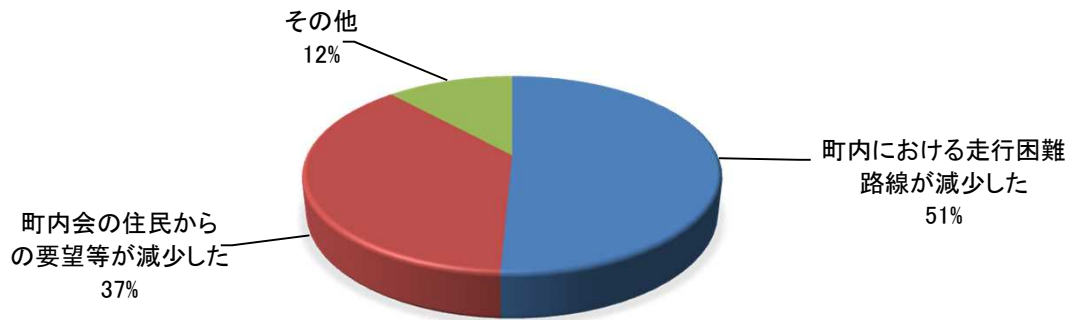
### 問8 昨冬、新たな取組みとして一般生活道路の一部を生活幹線道路に見直し優先的に除排雪を行いました。どう感じましたか。

- 1 良かった (問9へ)      2 やや良かった (問9へ)      3 どちらでもない  
4 やや悪かった (問10へ)      5 悪かった (問10へ)      6 わからない



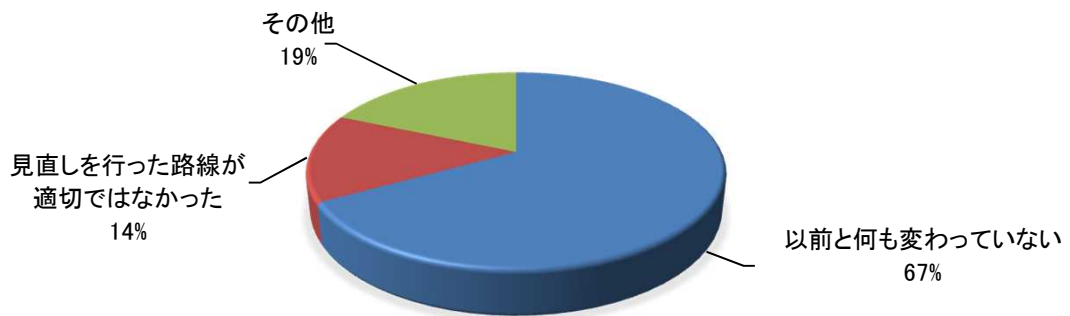
問9 問8で1又は2を選んだ方は、その理由をお聞かせください。（複数回答可）

- 1 町内における走行困難路線が減少した
- 2 町内会の住民からの要望等が減少した
- 3 その他



問10 問8で4又は5を選んだ方は、その理由をお聞かせください。（複数回答可）

- 1 以前と何も変わっていない
- 2 見直しを行った路線が適切ではなかった
- 3 その他

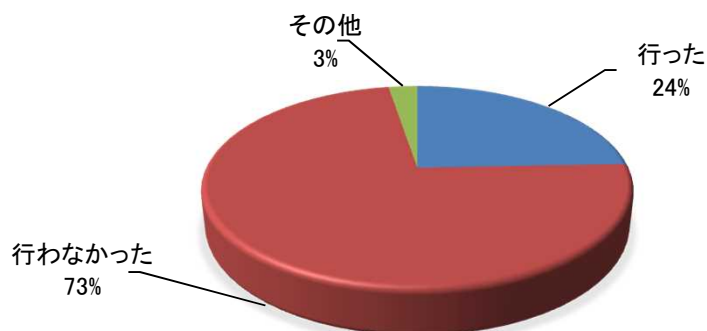


## 2 道路除排雪コールセンターについてお聞かせください。

本市では、皆様からの除排雪要望・情報などを「道路除排雪コールセンター」でお受けし、道路除排雪対策本部とのリアルタイムでの情報共有を行っております。  
 問合せに対しては、現地パトロールを行うとともに、必要に応じて、市職員から折り返しご連絡することとしております。

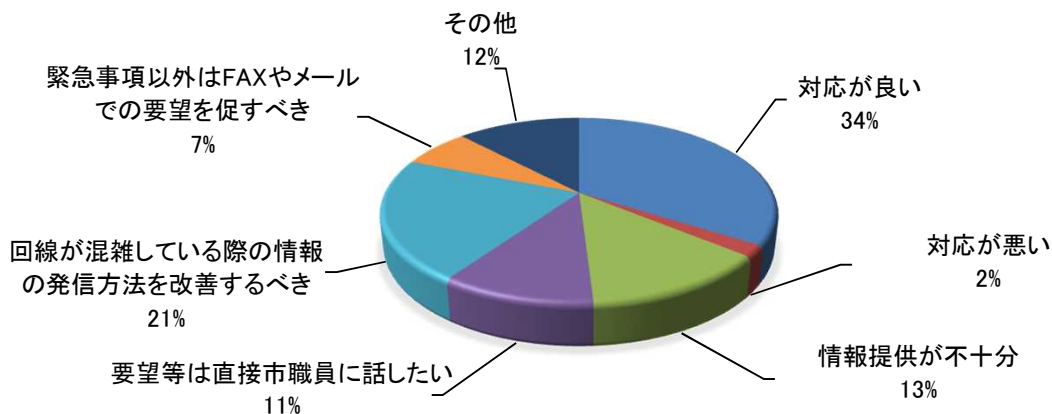
問11 コールセンターによる除排雪要望の受付についてお聞きします。  
 コールセンターへの要望等を行いましたか。

- 1 行った (問12へ)      2 行かなかった (問13へ)      3 その他 (                      )



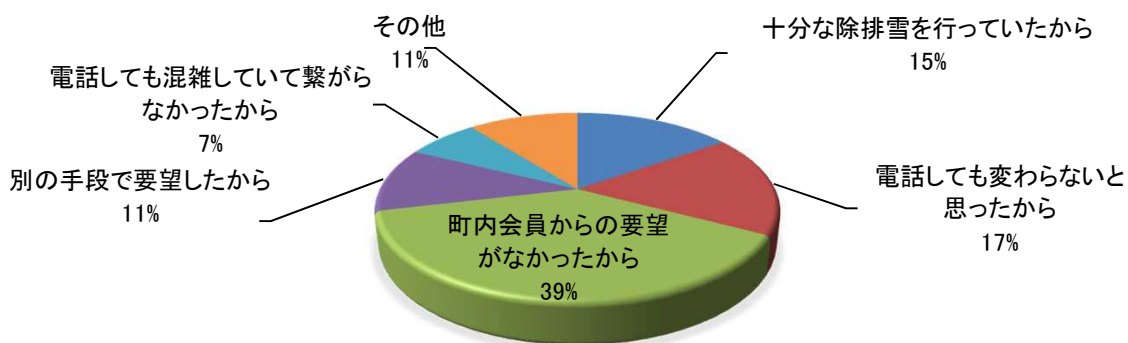
問12 コールセンターへの除排雪要望等を行った方にお聞きします。  
 コールセンターの要望受付の対応はどうか。(複数回答可)

- 1 対応が良い                      2 対応が悪い                      3 情報提供が不十分  
 4 要望等は直接市職員に話したい (理由                      )  
 5 回線が混雑している際の情報の発信方法を改善すべき  
 6 緊急事項以外はFAXやメールでの要望を促すべき  
 7 その他 (具体的に                      )



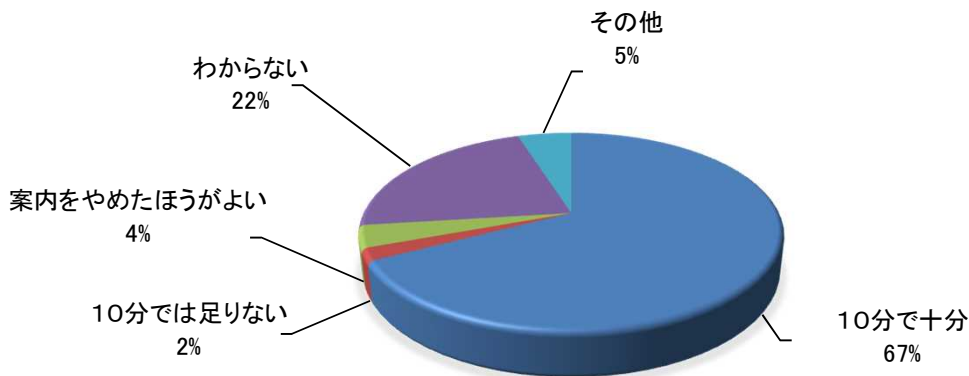
問13 コールセンターへの除排雪要望等を行わなかった方にお聞きします。  
 要望しなかった理由をお聞かせください。(複数回答可)

- 1 十分な除排雪を行っていたから
- 2 電話しても変わらないと思ったから
- 3 町内会員からの要望がなかったから
- 4 別の手段で要望したから (具体的に )
- 5 電話しても混雑していて繋がらなかったから
- 6 その他 (具体的に )



問14 電話が繋がりがやすくなるため、昨冬から始めた1回の通話時間の上限を10分とする案内(お願い)についてどう思いますか。  
 ※コールセンターへの要望を行っていない方もお聞かせください。

- 1 10分で十分
- 2 10分では足りない
- 3 案内をやめたほうがよい
- 4 わからない
- 5 その他 (具体的に: )

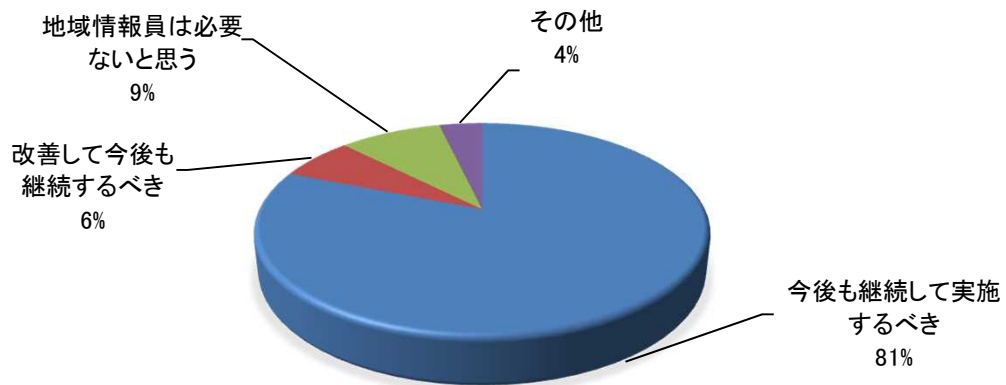


### 3 地域情報員(市職員)についてお聞かせください。

地域情報員は、冬期間における地域と行政とのパイプ役となる市職員であり、除排雪実施期間中、町内会と定期的に連絡を取り、除排雪に係る要望および意見に迅速に対応する制度です。降雪期前に町内会長に情報提供や説明等を行っています。

問15 地域情報員の活動についてお聞きします。

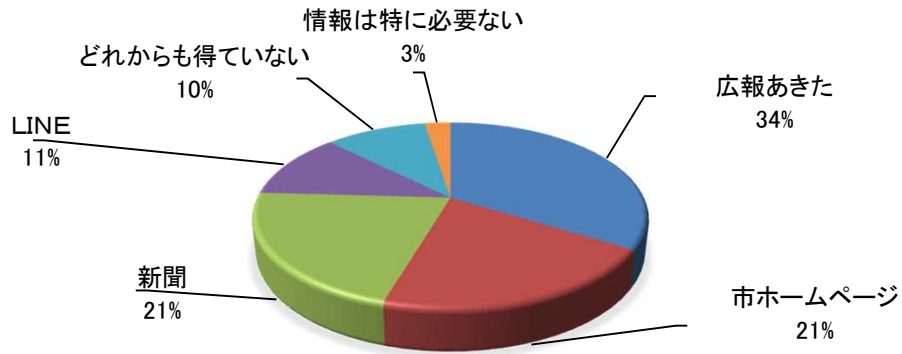
- 1 今後も継続して実施するべき
- 2 改善して今後も継続するべき (改善点: )
- 3 地域情報員は必要ないと思う (理由: )
- 4 その他 (具体的に: )



4 雪に関する市の情報提供についてお聞かせください。

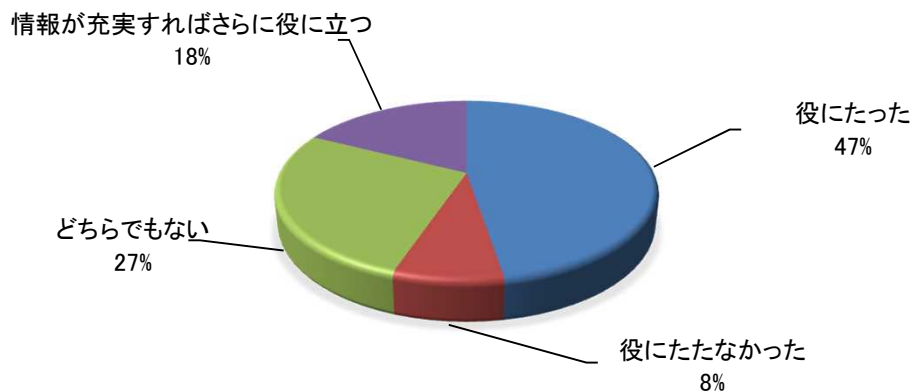
問16 市の除排雪に関する情報はどのように得ましたか。(複数回答可)

- 1 広報あきた      2 市ホームページ      3 新聞(秋田魁新報「秋田市広報板」)  
4 LINE(問17へ)      5 どれからも得ていない      6 情報は特に必要ない



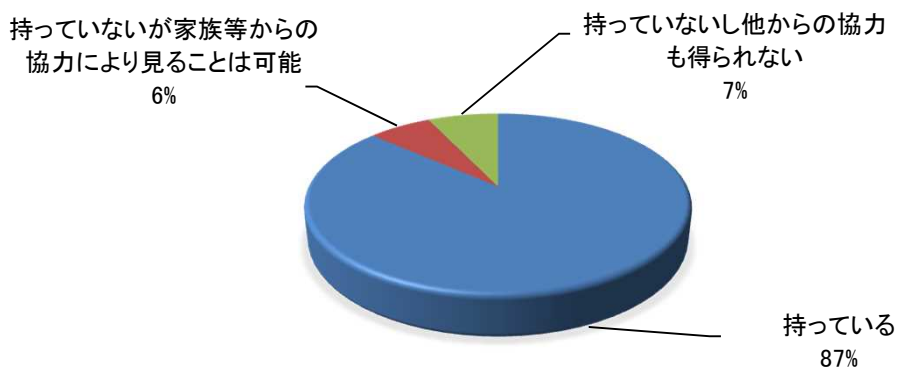
問17 問16で4(LINE)を選択した方、情報提供は役に立ちましたか。

- 1 役にたった      2 役にたたなかった      3 どちらでもない  
4 情報が充実すればさらに役に立つ(具体的に: )



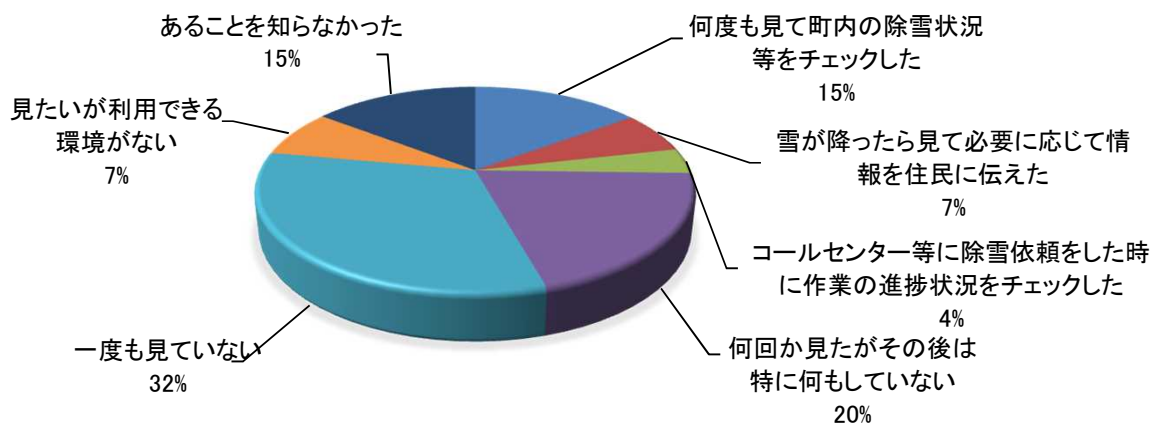
問18 スマホを活用した情報提供を検討するにあたり、スマホの保有状況をお聞かせください。

- 1 持っている      2 持っていないが家族等からの協力により見ることは可能  
3 持っていないし他からの協力も得られない



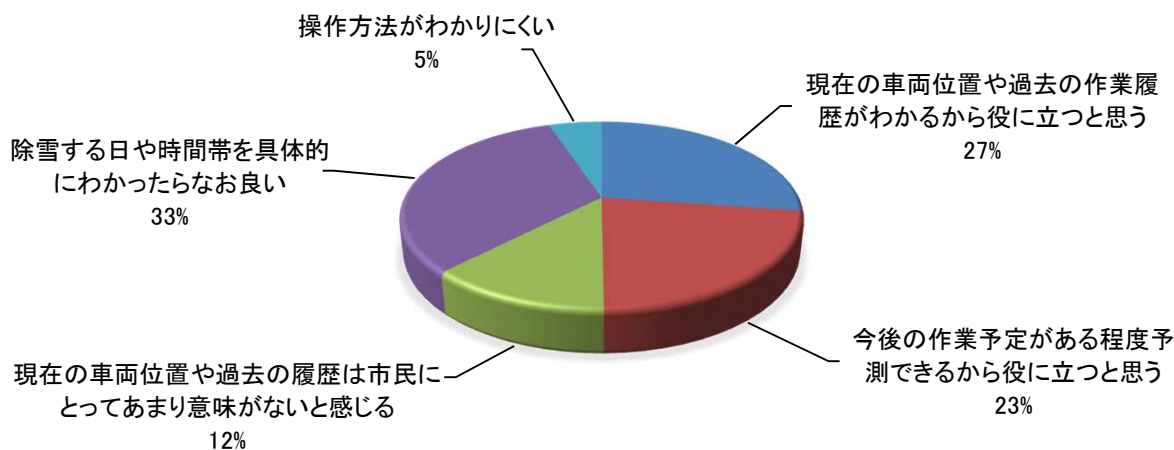
問19 市ホームページで除雪作業車両追跡MAP(GPS)による除雪車両の情報を提供していますが、昨冬はこのGPSを活用しましたか。(複数回答可)

- 1 何度も見て町内の除雪状況等をチェックした
- 2 雪が降ったら見て必要に応じて情報を住民に伝えた
- 3 コールセンター等に除雪依頼をした時に作業の進捗状況をチェックした
- 4 何回か見たがその後は特に何もしていない
- 5 一度も見ていない
- 6 見たいが利用できる環境がない
- 7 あることを知らなかった



問20 GPSによる除雪車両の情報提供はどう感じますか。(複数回答可)

- 1 現在の車両位置や過去の作業履歴がわかるから役に立つと思う
- 2 今後の作業予定がある程度予測できるから役に立つと思う
- 3 現在の車両位置や過去の履歴は市民にとってあまり意味がないと感じる
- 4 除雪する日や時間帯を具体的にわかったらなお良い
- 5 操作方法がわかりにくい

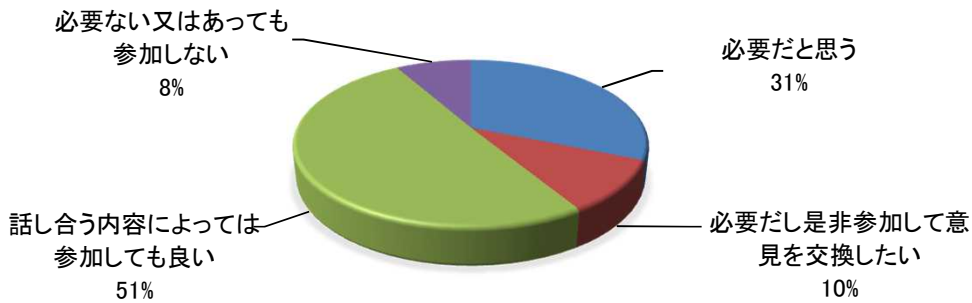


5 市民協働による除雪について意見をお聞かせください。

本市はこれまで市民協働による除雪を進めてきましたが、今後の高齢化、人口減少、若者の県外流出等による担い手不足等の様々な要因により現在の除雪体制を維持していくことが年々厳しくなることが予想されることから、将来に向けた新しい市民協働による除雪のあり方について検討しています。

問21 市民協働による除雪をさらに推進するに当たって、町内会長の皆様との意見交換を検討しています。このことについて意見をお聞かせください。

- 1 必要だと思う                      2 必要だし是非参加して意見を交換したい  
 3 話し合う内容によっては参加しても良い  
 4 必要ない又はあっても参加しない                      (理由)



問22 本市の以下の補助制度(いずれも条件あり)や、新しく作ってほしい制度等意見をお聞かせください。

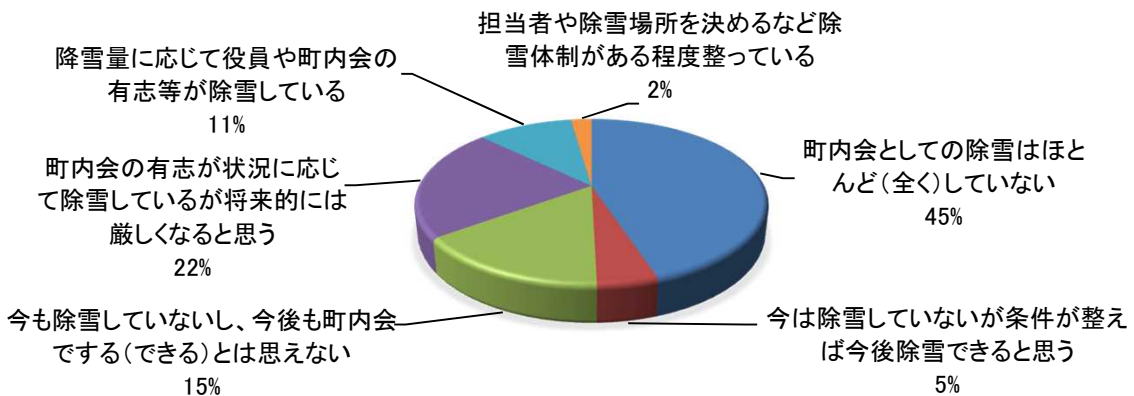
※記述形式

〈現行の補助制度に対する意見等〉  
 ・町内会には高齢者が多く、除雪補助制度はあまり役に立たない  
 ・除雪機があっても、置く場所、維持管理する人、操作する人がいない  
 ・個人又は町内会が除雪機を使用する際の燃料補助の継続  
 ・除雪機の利用は事故(怪我、何かを壊した等)のリスクがあり、なかなか手を出せない など

〈新しく作ってほしい制度に関すること〉  
 ・除排雪に係る人的経費(補助)があれば動きやすい  
 ・町内で直接業者に委託する場合の補助  
 ・補助制度を活用して、除雪隊を募集し活動するようにはどうか など

問23 市民協働による除雪を推進するに当たって、現在の町内会の状況についてお聞かせください。

- 1 町内会としての除雪はほとんど(全く)していない  
 2 今は除雪していないが条件を整えば今後除雪できると思う  
 3 今も除雪していないし、今後も町内会でする(できる)とは思えない  
 4 町内会の有志が状況に応じて除雪しているが将来的には厳しくなると思う  
 5 降雪量に応じて役員や町内会の有志等が除雪している  
 6 担当者や除雪場所を決めるなど除雪体制がある程度整っている





問24 市民協働による除排雪体制を構築するためにそれぞれの役割について意見をお聞かせください。

※記述形式

**【市の役割・果たすべき責任等について】**

<p>〈道路除排雪に対する主な意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予算を増やしても速やかに除排雪してほしい</li><li>・生活道路の除雪を徹底して欲しい</li><li>・除排雪の出動基準等による確実な実施</li><li>・除排雪に関する的確な情報提供 など</li></ul> <p>〈市民協働等に対する主な意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・少子高齢化の進行に伴う社会構造の変化（予算の減少、活動担い手の減少等）を具体的に市民に明らかにし、協働の必要性を訴える</li><li>・官庁や企業への要請、ボランティア除雪への支援</li><li>・除雪ボランティアを組織して参加者に謝金を支払う補助制度の創設 など</li></ul> <p>〈その他意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民の安全と暮らしを守るのが市の役割であり、責任である</li><li>・高齢化を理由に行政に依存する部分が増えると思う など</li></ul>
--

**【市民の役割・協力等について】**

<p>〈ボランティアなどに関する主な意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域では高齢者宅への除雪ボランティアするべき</li><li>・町内での「除雪隊」の組織化を目指したい</li><li>・降雪量にもよるが町内会や有志がタイミングをみて除雪対応を実行するほうが即効性があり効果が期待できる</li><li>・町内会で除雪ボランティアグループをつくり、一定謝金を出し若い人の協力を得る</li><li>・除雪できない高齢者宅を支援 など</li></ul> <p>〈自宅前除雪やマナーに関する主な意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自宅前の除雪は市民もおこなうべき</li><li>・路上駐車厳禁</li><li>・自宅敷地内の雪は道路に出さない など</li></ul> <p>〈その他意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市への情報の提供</li><li>・高齢者が多いため限界がある</li><li>・町内会そのものが縮小しており町内会内だけでの協力は困難</li><li>・それぞれ自宅の除雪で精一杯、他人の分までできない など</li></ul>
---

**【事業者（除雪業者、一般事業者等）の役割・協力等について】**

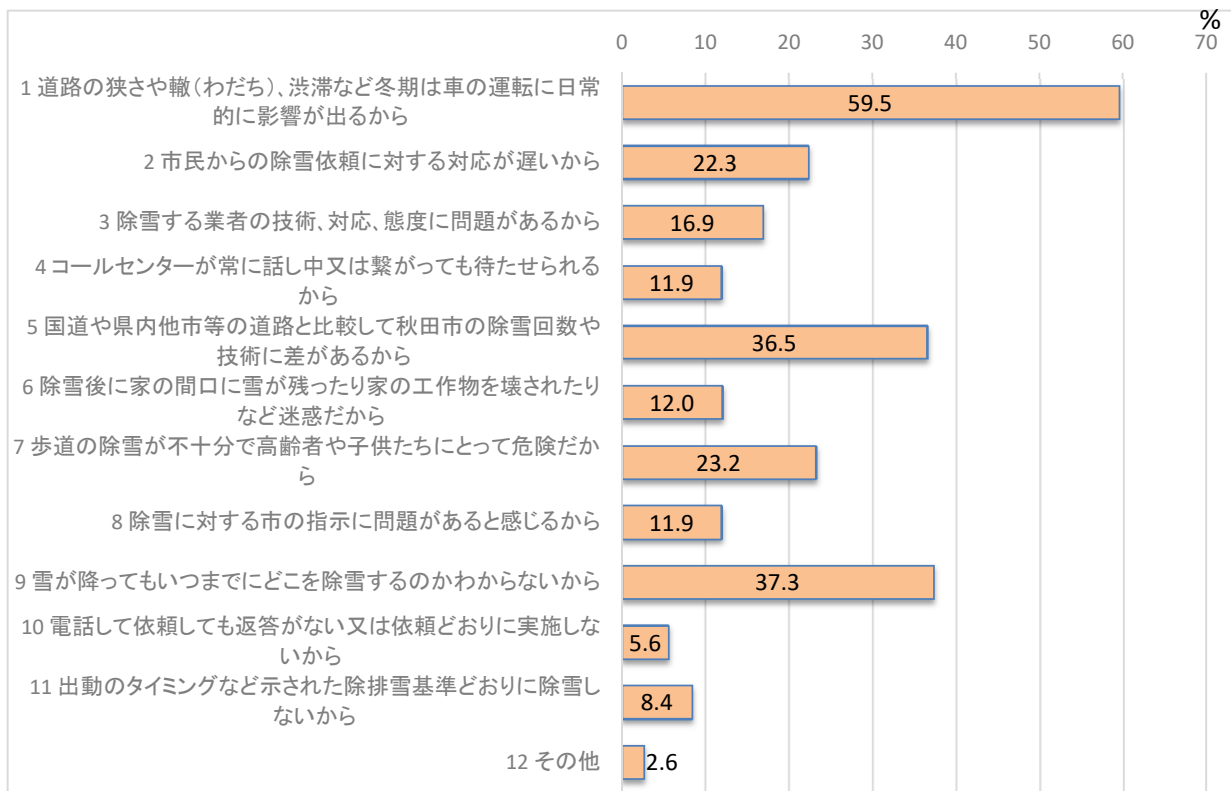
<ul style="list-style-type: none"><li>・作業量、人力に余裕がある時に、隣接する地域に手伝いができるようにできないか</li><li>・除雪技術のレベルアップ</li><li>・除雪業者の除雪作業のタイミング</li><li>・除雪稼働前、稼働後の打合せの強化 など</li></ul>
---

## 6 市民の除排雪に対する評価について意見をお聞かせください。

令和元年12月の市民意識調査では、冬期の除雪を「悪い」「どちらかと言えば悪い」と回答した人の割合が61.7%、「力を入れて欲しい施策」では項目中で最も高い60.1%の人が「冬期の除雪」と回答しました。  
本市は、このような現状を踏まえ、将来にわたって持続可能で、かつ、市民に評価される除排雪を考えていきたいと思えます。

問25 市の除排雪が上記のような評価になる理由や要因に最も近いと思うものを3項目程度選んで○をつけてください。

- 1 道路の狭さや轍(わだち)、渋滞など冬期は車の運転に日常的に影響が出るから
- 2 市民からの除雪依頼に対する対応が遅いから
- 3 除雪する業者の技術、対応、態度に問題があるから
- 4 コールセンターが常に話し中又は繋がっても待たせられるから
- 5 国道や県内他市等の道路と比較して秋田市の除雪回数や技術に差があるから
- 6 除雪後に家の間口に雪が残ったり家の工作物を壊されたりなど迷惑だから
- 7 歩道の除雪が不十分で高齢者や子供たちにとって危険だから
- 8 除雪に対する市の指示に問題があると感じるから
- 9 雪が降ってもいつまでにどこを除雪するのかわからないから
- 10 電話して依頼しても返答がない又は依頼どおりに実施しないから
- 11 出勤のタイミングなど示された除排雪基準どおりに除雪しないから
- 12 その他 ( )



問26 市民の評価を上げるために何をすべきか、意見やアイデアをお聞かせください。

※記述形式

<p>〈除雪のタイミング・回数に関すること〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・除雪回数と除雪のタイミング(降雪、凍結、融雪時など)が悪い</li><li>・初動を早くする</li><li>・除排雪の回数を増やす必要がある。冬になると歩行が困難で住みやすい町とはいえない など</li></ul> <p>〈情報提供に関すること〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・除排雪日時・場所などの具体的な情報発信</li><li>・「いつ除雪に行くか」、「この降雪では対象外である」とはっきり伝える など</li></ul> <p>〈除排雪に関する発想の転換に関すること〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現在の除雪対策は車のためにある。道路は歩行者のためにあるという視点で除雪に対する発想を根本的に変えてもいいのではないか</li><li>・限られた予算なので、生産性のない、除雪にはあまり、費用負担がかかることは避けるべきと思う など</li></ul> <p>〈その他意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・秋田市を住みよい町にするために、冬のイメージを変えることが得策。除雪の不備による悪いイメージを変えてほしい など</li></ul>
--

問27 除排雪の改善に向けた意見やアイデアがあったらお書きください。

※記述形式

<p>【除雪の出動基準について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新雪が積もった時の除雪はもちろんであるが、ある程度積雪した上に、雨、みぞれ等が降り、下層部が氷結、上層部がシャーベット状になった場合の除雪出動を迅速に行う体制を整えてもらいたい</li><li>・雪が多くなりそうな時は、業者の判断に任せる</li><li>・走行・歩行困難が予想される場合は、迅速な出動になるよう見回り体制と業者との連携強化</li><li>・出動基準も大事だが、対応が後手に回っているので速やかに除排雪できる体制が望ましい</li><li>・現状のままでよい など</li></ul>
---

<p>【排雪の出動基準について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・除雪と排雪をセットにして欲しい</li><li>・交差点の雪山の排雪を迅速にする</li><li>・除雪により道路幅が狭くなるので、部分的に車の交差ができるよう部分排雪もありと思う など</li></ul>
---

<p>【道路区分と優先順位について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般生活道路沿いの市民が多数と思われるので、対応の充実を望む</li><li>・橋の歩道の除雪がされていない場所が多い</li><li>・どの道路を優先させるかは地元町内会長等と事前に相談してから決めたらどうか</li><li>・優先順位はよいが、生活幹線と一般生活道路でのタイムラグが大きすぎて不公平感が大きい</li><li>・後回しになることは分かっているので、除雪に入る予定が分かれば、町内有志で必要な除雪作業でつなぐことができる</li><li>・通学路を優先して欲しい。子ども達が事故に合わないよう道路の脇まで除雪し安心して歩けるようにしてもらいたい など</li></ul>
--

<p>【その他除排雪全般について】</p> <p>〈除雪事業者に関すること〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・建設業の人手不足が深刻。天候に左右される業務から事業者が離れないようにしてほしい</li></ul> <p>〈排雪に関すること〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自分たちの住んでいる地区の除排雪は、(地域の)川の河川敷を使用することはできないか</li><li>・小規模堆雪場として使える候補地を町内から希望を出してもらい、もっと使えるようにしたらどうか</li></ul> <p>〈市民協働に関すること〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個人所有の除雪機を活用した道路除雪は可能かもしれない。ルール、支援、補助の検討</li><li>・町内会長がスマホで撮影した映像による情報提供</li><li>・高齢化が進む中、更なる雪処理の担い手の不足は明らか。市民・行政・事業所・各団体が一体となった雪対策が必要</li></ul> <p style="text-align: right;">など</p>
--